

【別紙1 公用】

南戸第391号
令和8年6月17日
南区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和7年9月30日	横浜市水道局	別所二丁目	給水装置使用者の特定による水道料金及び下水道使用料の適正徴収
令和7年11月4日	横浜市水道局	宿町2丁目	給水装置使用者の特定による水道料金及び下水道使用料の適正徴収
令和8年3月17日	横浜市水道局	別所二丁目	給水装置使用者の特定による水道料金及び下水道使用料の適正徴収